

(陳受29第1号)

市民の財産を毀損するPPP事業反対に関する陳情

受理年月日

平成29年2月14日

陳情者

境2-5-6

露木 幹也 ほか1名

陳情の要旨

公民連携（PPP）は、民間活力の活用で公益目的を達成するために考案された仕組みとされています。国や地方公共団体が公益目的を達成したいが、資金や土地やノウハウが不足している場合に、民間に土地や資金やノウハウを提供してもらい国民や地域住民のニーズに応えるという方式です。

国によれば、実施に当たっての一般的要件は、①行政の公益目的が明確であること②その上で、資金や土地やノウハウが行政側に不足していること③事業実施の結果、行政と民間とともに利益を得るウイン・ウインの関係であること④民間事業者と組む場合、その理由が意思決定機関である議会等の十分な検討を得ること⑤当該PPPが適正であるか否か納税者である国民や市民が評価できるよう、全情報が開示されること、などとされています。

PPPの成功例として豊島区の例が有名です。区が土地を提供し、都市計画により容積率緩和や国の補助金等を確保して、豊島区役所と住戸を合築し、保留床を売却し事業資金を生み出し完成させた事例です。

その結果、豊島区は1円の税金も使わず区役所を完成取得しました。民間は、428億円の事業の主体となり、それにふさわしい利益を上げました。豊島区は区議会や区民に十数年にわたって構想、事業計画、準備、実施から完成に至るまでの全ての段階で、区長側が情報を開示し意思形成に参加を求めました。

昨年11月16日に初めて具体的内容が明らかになった武蔵野市の武蔵境駅北口市有地600平方メートルのPPP計画は豊島区と比較して、前記の要件を欠いたものと言えます。そこで下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 このPPPの行政目的は何なのか明示してください。資金が不足していたのでしょうか。市が直接建設できなかったのか明らかにしてください。
- 2 このPPPによって武蔵野市は、どのような公益を得たのか、また失ったものはないのか明示してください。
- 3 PPPの具体的内容が意思決定機関である市議会に示されたのが、平成28年11月16日の総務委員会でした。我々一般市民が、具体的内容を知り得たのは、その後のことです。それ以前は、平成28年5月31日に1回だけあった一般的な説明会であり、しかも事業者と一緒に事業説明会でした。これで十分な市議会や市民への情報公開と言えるのでしょうか。手続が十分であったか、評価を明示してください。
- 4 PPPの事後評価を正しく行うため、全資料を国に準じて公開してください。

- 5 不動産に詳しい関係者によると、この土地の活用は2.4億円程度の資金を投入すれば、1階で月額300万円、2階で150万円、合計450万円、年間で5,000万円以上の利益を得られるとの試算があります。投入した資金は、5～6年で回収できる優良物件との指摘があります。その場合、市が失った利益は膨大です。武蔵野市は、このPPPを行うに当たり、弁護士、税理士、不動産鑑定士などの専門家による資産活用の評価をどのように行ったのか、市民にわかるように明示してください。
- 6 以上のことが達成できない場合、この事業をひとまず白紙撤回してください。